

本部各課の課長 殿  
各部局の庶務担当課長 殿

施設統括部環境安全課  
課長 梶浦 有一郎

令和6年度名古屋大学東山地区入構許可証（二輪車）の交付手続きについて(通知)

標記の件について、令和6年度名古屋大学東山地区入構許可証等（二輪車※）の交付手続きについて、下記のとおり令和6年2月5日（月）より申請受付を開始いたします。

※道路交通法による自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

令和6年4月1日から名古屋大学東山地区定期入構（二輪車）を希望する場合は、令和6年2月29日（木）17:00までに申請をしてください。

なお、令和6年4月1日以降、二輪入構許可証が貼付されていない二輪車及び長期間にわたり正当な理由なく放置されている二輪車が構内に駐輪している場合は、名古屋大学東山地区構内における自動車等の入構の規制に関する要項第17条に基づき、警告書を違反車両に貼付し、警告ポール等を取り付けます。令和6年度において二輪車にて名古屋大学東山地区に入構する場合は、必ず申請をしてください。

本部各課の課長及び各部局の庶務担当課長におかれましては、下記対象者への周知のほど、よろしくお願いいたします。

記

対象者 名古屋大学東山地区へ通勤・通学する役職員（東山団地以外の他団地等を含む）および東山地区非常勤講師、部局長の承認がある学生、構内で営業を行う事を認められている事業者等のうち、名古屋大学東山地区構内における自動車等の入構の規制に関する要項別表「入構許可の申請資格、許可証の交付申請手続き及び許可期間」（別紙1参照）記載の各号のいずれかに該当する者。

対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

実施方法 申請書（様式3）及び申請にかかる証明書類等を、<sis-kou1@t.mail.nagoya-u.ac.jp>のメールアドレスまで送付してください。

学生の場合は、申請資格に該当するかを担当教職員に必ず確認の上、申請および問い合わせの際はccに担当教職員のアドレスを必ずつけてください。

入構整理料 「別表」二輪車入構【教職員等】：入構整理料はありません

以上

<問い合わせおよびメール申請先>  
環境安全課 交通担当事務室  
sis-kou1@t.mail.nagoya-u.ac.jp(アットマークの前に「1」が入ります)